

大川ふるさと市町村圏基金条例施行規則

〔平成3年12月26日
規則第9号〕

改正 平成16年3月24日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川ふるさと市町村圏基金条例（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(備付帳簿)

第2条 基金に備え付ける帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 基金整理簿（様式第1号）
- (2) 基金現金出納簿（様式第2号）
- (3) 基金有価証券等整理簿（様式第3号）

(準用)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は大川広域行政組合会計規則（平成16年大川広域行政組合規則第4号）の規定による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

大川ふるさと市町村圏基金整理簿

年 月 日	摘 要	受入額	支出額	現在高

様式第2号（第2条関係）

大川ふるさと市町村圏基金現金出納簿

年 月 日	摘 要	受入額	支出額	現在高

様式第3号（第2条関係）

大川ふるさと市町村圏基金有価証券等整理簿

年 月 日	種 別	記号番号	金額（額面）	摘 要